

居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故の約8年前から福島県外に居住していた申立人について、原発事故以前から家業である飲食店の後継者として平成24年に実家に戻る予定であったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として200万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円の8割）の賠償が認められたほか、平成23年3月から平成30年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

1 生活基盤変容による精神的損害 (期間の定めなし)	金200万円
2 日常生活阻害慰謝料 (平成23年3月11日から平成30年3月31日)	金425万円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金625万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決セ

ンターに交付する。

令和7年5月9日

(仲介委員 高畠 拓)